故郷を・普通の生活を返せ！こどもの未来を奪うな！

群馬弁護団ニュース NO29

弁護団HP　原子力損害賠償群馬弁護団　検索　クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護団（団長）鈴木克昌
【連絡先】〒371-0844
前橋市古市町１－５０－１吉野屋ビル３０３
新前橋法律事務所内
［TEL］027-251-7871　［FAX］027-251-7989

全国初の控訴審が始まります。３月８日の第１回口頭弁論は原告・被告の意見陳述が行われ、原告は弁護団長と原告３６世帯・９１名の代表が陳述します。

国・東電は原発事故の原因を言い逃れせず、被災者の生活再建に責任を持て！

（群馬弁護団長）　鈴木　克昌（かつよし）

控訴審第１回口頭弁論にあたり、以下のとおり、控訴人・被控訴人（一審原告）ら代理人として意見を陳述する。

鈴木弁護団長

１　事故の責任について

前橋地裁判決は、一審被告東京電力（以下「東京電力」）の落ち度を認めるとともに、一審被告国（以下「国」）について東京電力と同等の責任があると認めました。
これは、未曾有の被害をもたらした福島第一原発事故の責任を明確に指摘するものでした。
これに対して、国と東京電力は控訴をして、落ち度を否定しようとしています。

一審で国は、原発について国には規制権限がなかったという主張を中心に据えました。これは、原発政策を推進した国としての責任を放棄するに等しい主張であり、当然ながら、裁判所には一顧だにされませんでした。

そこで、国は、控訴審において、原発の安全性のレベルについて、絶対的安全性と相対的安全性があるとして、たとえ原発であっても、絶対的安全性を確保することは不可能であるとした上で、事故発生前には、予見はできなかったとしています。

しかし、絶対的安全性と相対的安全性などという議論は、本件原発事故の前にはまったくなされていなかったものです。
これは、本件事故の後、国が責任を逃れようとして、ひねり出したロジックです。

地震、津波といった自然現象の予見は、きわめて困難な課題ですが、このため、客観的、合理的根拠のある見解に対しても、異論が提示されることが多いのが実情です。このため、統一的な見解をなかなか形成しにくい分野です。しかし、原子力発電所は、ひとたび事故に見舞われれば、周辺住民はもとより、広く地域に壊滅的な被害をもたらす大惨事を引き起こす施設です。

だからこそ、**異論の全くない通説的な知見、評価の確立を待たなくとも、客観的、合理的な見解にもとづくリスクの指摘があるならば、これを前提に、万全の対策をとる義務が、東京電力にも、そして国策として原発を推進した国にもあったのです。**

地震調査研究推進本部は、阪神淡路大震災の甚大な被害を受けて、国として、一元的に地震対策にあたるために設置された機関です。そして、**２００２年に発表された長期評価は、**前述のとおり、予見が極めて困難な地震、津波の発生可能性について、専門家の集団的な検討によって、最新の知見を踏まえた客観的かつ合理的な評価を取りまとめ、政府の一元的な地震防災対策の基礎に据えるために発表されたものでした。

この長期評価では、房総沖から三陸沖まで、日本海溝沿いのどこでも、マグニチュード８クラスの巨大地震が発生すること、これに伴って、茨城県から青森県までの太平洋側のどこでも巨大津波が押し寄せる可能性があることを指摘したのです。

実際、多くの自治体がこの指摘を受けて対策に乗り出しました。東北電力も宮城県の女川原発について、巨大津波に襲われた場合のシミュレーションを行って、安全を確認しています。

ところが、**東京電力は、巨大地震を受けて津波に襲われた場合には、福島第一原発の敷地地盤面を超える危険があることを試算しながら、対策を怠ったのです。そして、国は、東京電力が対策を怠っていることを十分に承知しながら、具体的な指示をしなかったのです。**

原判決は、適切な対策をとっていれば、たとえ津波に襲われたとしても原発を守ることができたとして東京電力と国の責任を認定しています。これに対して、東京電力や国は、対策は後知恵であるとし、津波対策としては、防潮堤の設置によるドライサイトエリアの確保が当時のほぼ唯一の対策であり、今回の津波には間に合わなかったとか、たとえ対策をとっていたとしても、今回の津波の規模は予想を上回るもので、到底防ぐことはできなかった、などとしています。

しかし、敷地地盤面を超える津波が襲ってくる可能性があれば、そもそも、そこはもはやドライサイトとは言えないものです。可能な対策をすべてとることが必要だったのです。防潮堤の建設とならんで、あるいは、防潮堤が間に合わなくとも、これに先行して、建屋の水密化や非常用電源の高所移転、電源車の配備などをする必要があったのです。あらゆる知見と技術を動員して、多重防護を確保する対策をとる必要があったのです。

しかし、東京電力は、これらの対策を怠り、今回の事故を発生させてしまい、国もこれを漫然と放置しました。
国と東京電力の落ち度はあきらかです。

弁護団会議

２　損害の認定と賠償額について

一審前橋地裁判決は、原告の請求についても、区域外避難者についても避難の合理性を認め、損害賠償を認めました。
この点は高く評価します。しかし、一方、賠償額の認定においては、不十分なものにとどまりました。
これは、避難における自己決定権侵害に特化したと思われる認定が原因していると思われます。

しかし、原発事故による避難指示区域からの避難者は、それまでの生活の基盤を根こそぎ奪われ、避難先で、展望が見えない生活を強いられました。避難指示が解除された区域も、事故前とは大きく変容してしまいました。

また、**区域外避難者は、補償がほとんどなされない中で、きわめて困難な経済状況におかれました。**区域外避難者は、悩んだ末に避難した人たちばかりであり、親戚や知り合い、特に避難せずに被災地にとどまった方たちとの間で軋轢を抱え、帰ることが困難な状況におかれた人も多くいました。

さらに、避難者の中には避難先でいわれのない差別を受けた人も少なくありませんでした。
一審判決が認定した損害額は、こうして避難者が受けた損害を補てんするにはきわめて不十分な額といわざるを得ません。

控訴審裁判所においては、被災者のおかれた状況を十分に把握していただき、展望のもてる賠償額を認定していただくように強く訴えるものです。

以　上

昨年3月17日、判決報告集会の会場は、支援者の熱気に包まれました。

身も魂も彷徨い続けている私たち避難者に、明日を生きる、希望の灯火を！

（原告代表）　Ｔさん

１　昨年３月１７日、前橋地方裁判所で、国と東電の責任を認める判決が出ました。

そして、私のような避難指示区域外からの避難者であっても、避難は合理的な判断だったと認めてくださいました。

2013.9.11/提訴
⇒　2017.3.17/判決

私には、判決までの約６年間、避難は正しかったのだろうかという葛藤が常に心の中にありました。それに対して、「あなたの判断は間違っていない」と言ってもらえたようで本当に嬉しかったです。

損害賠償という点では、私たちの被害がきちんと伝わらなかったのだろうかと思うところもあります。それでも、私にとって、この判決が、一つの光になったことは間違いありません。

２　私は、原発事故当時、福島第一原発から３５キロ離れた、いわき市平に居住していました。事故直後、会津喜多方市に２０日間ほど緊急避難し、一度はいわき市に戻って生活再建を試みました。しかし、下がらない線量や変わってゆく生活環境、とりわけ生業への影響の深刻さから、その年の７月に、群馬県前橋市へ避難してきました。

被ばくへの不安、そしてＮＨＫでも報道されるほど注文が殺到し、誇りだったワープロ修理業への風評被害もありました。当たり前の日常生活ができないという異常事態の中で、３か月間、悩み、苦しみ、避難を決意したのです。

「避難できるところがあっていいね」という言葉を掛けられたのは一度ではありません。ご近所や仲間たちから言われたその言葉は今でも私の中から消えません。

３　そして、避難してきて、約６年７か月、長い時間が経ちました。

それでも、まだ、今の家が本当の自分の家だと思うことができません。朝、目が覚め、天井を見て、ふと「ここはどこなのだろう」「自分はなぜここにいるのだろう」と思い、「あ、原発事故で避難したのだった」となることがいまだにあります。歩いても歩いても家にたどりつけない、車に乗ろうとしてもどうしても自分の車が見つからない、こんなつらい夢でうなされ、目覚めることもあります。夫もまったく同じだといいます。

私にとって本当の家は、夫と結婚し、生涯ここで、と決めて購入したいわきのあの家です。庭でたくさんのバラを育て、大好きな野鳥の餌付けを楽しんだいわきのあの家です。ご近所と親しくお付き合いし、お隣の子供たちの成長を我が子のようにいとおしんだいわきのあの家です。避難するときに手放さざるを得なかった、いわきのあの家のままなのです。

今住んでいる家は緊急避難の場所です。突然現れた、被災地からの移住者に戸惑う方も多く、「車除染してきた？」など心無い言葉をかけられたこともあります。

生業についても、見知らぬ土地での再建準備、全国のお客様への周知、心身ともに本当に苦労しました。もちろん、日々の生活も元の様相ではありません。荷物や倉庫で溢れた家、親しい人も遊びに来る人もいない家。家の中も、家の外も、いわきにいたころとは大きく違います。

さらに、裁判という日常からかけ離れたモノにかかわる私たちに否定的な人も少なくありません。「そんなに金が欲しいのか」「いつまでも被害者面するな」と罵声を浴びせられたこともあります。

最初は地域に溶け込もう、知ってもらおうと努力しましたが、うまくいきません。歳を取ってからの避難生活では、コミュニティ作りが本当に難しいと思い知らされました。

４　また、一生の友と思っていた、いわきの仲間たちとのつながりも、時間が経つにつれ、確実に希薄になっていきました。避難した人と避難していない人、あるいは避難できなかった人との間には、見えない壁ができてしまいました。被ばくへの考え方も一様ではなく、小さな対立が生じてしまったと感じています。

確かに、私も夫も、避難当初と比べれば、群馬へ来てから顔見知りは増えました。しかし、いわきにいた頃のような、なんでも腹を割って話ができる仲間、本当にくだらない話で笑いあえる仲間、そういった深い付き合いができる仲間は、簡単にはできません。

原発事故から７年経ったからといって、避難者がもとのコミュニティを取り戻せるわけではありません。元の暮らしと同じような人間関係を維持したり、新たに作ったりすることは、口で言うほど簡単ではありません。

避難者の感じる孤独は、まだまだ続いています。

５　冒頭に、避難の判断は間違っていない、そう言ってもらえたようだったとお話ししました。それでも、避難は本当に正しかったのだろうか、仲間とつないでいた手を放してしまったことは間違っていなかったのだろうか、そういった葛藤や後ろめたさが消えるわけではありません。なぜ自分たちがこんな思いをしなければならないのか、だれの責任なのかという疑問や苦しみ、憤り、そういった感情もいっぱいあります。

また、前橋地裁で、私は、童謡の「ふるさと」は体中が震えて聞くことができない、心が締め付けられて歌うことができないと話しました。今でもそれは変わりません。時間が経てば経つほど、原発事故前にあった、いわきでの穏やかな生活に戻ることはもう出来ない、あの素敵な人たちとの楽しい日々は２度と戻らない、その現実が大きくなっていきます。ふるさとを失ってしまった喪失感が日々深くなっていくのです。

おそらく、私たち避難者は、この気持ちを一生抱えて生きていくのでしょう。

結局、それまでの暮らしをすべて捨てて、追い立てられるように群馬に逃げてきた私は、これから、どこで、何をして生きていったらいいのだろうかと、足元がずっと、ふらついたままなのです。いわきのこと、福島のことを見聞きすると、突然涙が落ちます。こらえようとするとさらに吹き出してしまう涙。私の心のバランスは少しずつ崩れてきています。

前橋地裁正面

６　原発事故により、私たちはあまりに多くのものを失いました。それらは裁判やお金で解決できるものではありません。判決が出たからと言って、慰謝料をもらったからと言って、私たちの日々の苦しみは終わりません。

国や東電には、自分たちのしたことがどういうことだったのかを十分に省みてもらいたいのです。私たちが受けた理不尽な被害についても、きちんと理解してもらいたいのです。なぜ私たちが裁判という手段を取らなければならなかったのか、なぜ私がここで震えながら思いを吐露しなければならないのかを、人の心を持って感じていただきたいのです。

国や東電には、責任逃れに走ったり、私たちの被害を矮小化することに終始するのではなく、誠実に今回の原発事故に向き合ってもらいたいです。

そして、裁判所には、ある日、突然ふるさとを追われた私たち避難者に、過去と未来の時計が止まったまま、身も魂も彷徨い続けている私たち避難者に、明日を生きる、希望の灯火をともし続けてほしいと思います。

以　上